

# 慶弔規程

- 第1条 本支部会員の慶弔等に関する取扱いは、この規程に定めるところによる。
- 第2条 支部会員及び家族が死亡したときは、弔電をおくとともに次の通り供花香典をおくる。
1. 支部会員及びその配偶者のときは供花をおくる。
  2. 支部会員及びその家族に対する香典

イ. 支部会員	30,000 円
ロ. 配偶者	20,000 円
ハ. 両親及び同居の配偶者の両親	10,000 円
ニ. 同居の子女	10,000 円
- 第3条 支部会員が傷病にかかり、入院又は自宅療養が1ヶ月以上にわたるときは、見舞金として10,000円をおくる。
- 第4条 支部会員が火災、震災、風水害等により、被害及び損失を受けたときは、その程度により10,000円以内の見舞金をおくる。
- 第5条 支部会員が結婚する時は、祝電をもって祝意を表す。
- 第6条 支部会員が特別な表彰を受け又は栄誉に浴したときは、祝意を表すため正副支部長において協議、決定し、金品をおくる事ができる。
- 第7条 本支部と特殊関係を有する者、及びその親族の死亡、病気及びり災に対する香典、見舞金については必要に応じて正副支部長において協議、決定する。